

# 社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 表彰規程

昭和 61 年 7 月 22 日

神社協規程第 11 号

## (目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉事業について功勞のあった者及び社会福祉活動に関し協助の功績顕著な者に対して会長が行う顕彰について必要な事項を定めるものとする。

## (顕彰の方法)

第 2 条 顕彰は、表彰状又は感謝状を贈ることによって行う。ただし、金品を併せて贈ることができる。

## (顕彰の時期及び場所)

第 3 条 顕彰は、その事実ができるだけ広範囲に周知されるような時期及び場所で行うものとする。

## (表 彰)

第 4 条 会長が表彰するものは、次の各号に定めるもののうち、その活動が優秀で他の範とするに足と認められるものとする。

- (1) 地区又は支部社協
- (2) 社会福祉団体の役職員
- (3) 民生委員、児童委員
- (4) 社会福祉施設の役職員
- (5) その他社会福祉の進展に大きく寄与したもの

## (感 謝)

第 5 条 会長が感謝の意を表すものは、社会福祉活動に積極的に協力援助して、その功績顕著な個人及び団体とする。

## (顕彰審査委員会)

第 6 条 顕彰該当者を審査するため顕彰審査委員会を置く。

## (委 任)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

## 付 則

- 1 この規程は、昭和 61 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。(改訂第 45 号)
- 3 この規程は、平成 19 年 12 月 20 日から施行する。(改訂第 70 号)